

# 環境方針

## 1. 基本理念

環境問題を解決していくのは、私たち一人ひとりの責任です。

草津市では、常に環境への興味・関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼んでいます。この「環境文化」を草津市に根付かせ、世代を超えて手渡していくことを環境づくりの基本とします。

## 2. 基本方針

基本理念を進めるために、草津市役所環境行動マネジメントシステムを導入し、下記の取り組みを実行します。

- (1) 「草津市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画」等の環境保全に関する各種計画を推進します。
- (2) 環境に配慮した事業を推進します。
- (3) 環境関連の法令、条例および協定など市が同意した事項を順守するとともに、汚染を予防します。
- (4) この環境方針を全職員および草津市の事務事業の従事者に周知するとともに、職員の環境保全に対する意識の向上を図るため、教育・訓練を実施し、市民・事業者の模範となるよう努めます。
- (5) この環境方針に基づく活動結果は、市民をはじめ広く一般に公表します。

令和3年4月1日

草津市長 橋川 渉